

学校いじめ防止基本方針

岩手県立盛岡北高等学校

学校いじめ防止基本方針を策定する意義

学校いじめ防止基本方針を策定する意義は次のとおりである。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員のいじめに係る情報の抱え込みを防ぎ、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

I いじめ防止対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめは、人として決して許されない行為であることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組を進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

【いじめ防止対策推進法における4つの構成要素】

- （1）行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- （2）甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること
- （3）甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為したこと
（インターネットを通じて行われるものを含む）
- （4）当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

3 いじめについての基本認識

（1）人権侵害

いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

（2）適切な指導と支援

いじめは人間関係の問題であるため、いじめられた生徒、いじめた生徒、それぞれに関係する生徒・集団等に適切な指導と支援が必要である。

（3）教師の指導と家庭教育のあり方

いじめは、教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題であり、家庭教育のあり方にも大きな関わりを持っている。

（4）全関係者の連携の必要性

いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となって連携し取り組む問題である。

（5）刑罰法規への抵触

いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する可能性がある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 組 織

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「いじめ対策委員会」、その下部組織として「いじめ対応チーム」を設置する。

(1) 組織の構成員・取組内容・開催時期等

ア 構成員

○「いじめ対策委員会」

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー、該当学級担任、生徒指導課（担当・記録者）。

上記構成員の他、校長が必要に応じて、他の教職員や外部専門家（ＳＳＷ等）の出席を求めることができる。

○「いじめ対応チーム」

副校長、生徒指導主事、保健主事、該当学年主任、該当学級担任、生徒指導課（記録者）。

上記構成員の他、副校長が必要に応じて、他の教職員等の出席を求めることができる。

イ 取組内容

○「いじめ対策委員会」

- ①いじめ防止基本方針の策定及び点検・見直し
- ②いじめ相談体制や情報共有体制に関する確認
- ③いじめ事案が生じた場合の対処
- ④その他いじめ防止等に関する重要事項

○「いじめ対応チーム」

- ⑤いじめ被害の訴え、いじめの疑いが生じた場合の迅速な情報共有及び調査
- ⑥いじめの加害生徒・被害生徒（保護者を含む）への支援、指導等の対応方針（原案）を作成
- ⑦「対策委員会」への報告

ウ 開催時期

- ①学校生活アンケートの回収後に定期開催。
- ②いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催。

エ いじめ発生時の対処手順

「いじめ対応チーム」で対応方針を作成後、「いじめ対策委員会」で協議し、決定する。
ただし、緊急時においては、対応チームを経ずに対策委員会で協議する。

2 教職員の役割と取組

- (1) 学級や学年、学校が生徒の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- (4) 授業や特別活動を通じて、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、心の通うコミュニケーション能力を養い、いじめを許さない雰囲気集団づくりを行う。
- (5) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて複数回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

3 生徒の培う力と主体的な取組

- (1) 「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標とし、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けてどのように関わるのかを考え、主体的に取り組む態度を育む。
- (3) いじめの背景にあるストレス等の要因に注目し、ストレスに負けない自信を養い、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (4) 生徒会や委員会が中心となり、いじめ防止のための宣言活動やポスター作成などの啓発活動を行う。

4 家庭・地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載し、保護者や地域の方々への周知を図る。
- (2) 入学時、各年度の開始時にいじめ防止基本方針の内容について生徒や保護者等に説明する。
- (3) P T A の諸会議や、学級・学年通信等で、保護者へ積極的に情報を提供する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 生徒が相談しやすいように、日頃から生徒との信頼関係を築くように努める。
- (2) 日常の観察は、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の些細な表情の変化や行動の変化にも配慮し、学級日誌等も注視する。
- (3) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (4) いじめの兆候に気づいたときは、速やかに組織として予防的介入を行う。
- (5) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 在籍生徒・保護者を対象とした定期的な調査の実施
 - ①実態把握のためのアンケート調査
年9回（5月～2月、8月・1月は保護者とともに回答）
※9月は「心とからだの健康観察」を活用
 - ②二者面談・三者面談、教育相談を通じての情報収集（生徒の悩みやいじめの有無など）
 - ③保護者を対象とした学校評価（年1回）
- (2) 相談窓口の紹介
本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- | |
|---|
| ①日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・全教職員が対応 |
| ②スクールカウンセラーの活用・・・保健厚生課・養護教諭 |
| ③地域からのいじめ相談窓口・・・副校長 |
| ④インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校又は所管警察署 |
| ・24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310 |
| ・県教育委員会 019-623-7830 |

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうる。

(いじめ防止対策推進法第23条第1項)

- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2 発見・通報を受けたとき

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、生徒の安全を確保するとともに、いじめ対策委員会に報告する。
- (2) いじめ対策委員会は、次の順序で聞き取り調査をし、事実確認をする。
- ①情報提供をした生徒（情報提供があった場合）
 - ②いじめを受けていたと思われる生徒
 - ③いじめをしていたと思われる生徒（複数いる場合には同時に）
 - ④周囲の生徒（必要に応じて）
- (3) 事実関係に基づき、いじめ対策委員会で当該行為がいじめにあたるかどうか判断する。
- (4) いじめにあたりと判断された場合、生徒指導で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒やすために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭、保健厚生課（教育相談担当）と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、本校が定める懲戒規定に則り、適切に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめについては、県教育委員会及び所管警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、当該生徒からのプロバイダなどへの情報の削除依頼を援助する。
- (2) 当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭にインターネット上のトラブルやインターネット利用上のモラル、マナー等についての情報を提供し、協力を得る。

V 重大事態への対処

1 「重大事態」とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条1項】

2 「重大事態」の報告

- (1) 学校は、「対策委員会」において重大事態が発生したと判断した場合は、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒又は保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

(1) 学校が調査の主体となる場合

設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家等を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮したうえで、保護者説明会等により適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校全体で再発防止に取り組む。

(2) 岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- (１) 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月以上継続していること。（いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ対策委員会の判断により、より長い期間を設定するものとする。）
- (２) いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害生徒本人及びその保護者に対し、苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

VII 学校評価

いじめに関する対応を適切に行うため、以下の２つの事項について取組を検証するとともに、学校運営協議会構成員等から意見を聞く。

- (１) いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- (２) いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VIII その他

１ 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

２ 地域や家庭との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協力する体制を構築する。

平成30年 3 月13日 一部改正

令和 8 年10月14日 一部改正